

内 灘 町

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 6 年 3 月

— 目 次 —

はじめに	1
1 取組の経緯	
2 行動計画の位置づけ	2
I 総論	4
1 新型インフルエンザ等対策の目的	4
2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
5 対策推進のための役割分担	9
6 町行動計画の主要 7 分野	12
(1) 実施体制	12
(2) サーベイランス・情報収集	18
(3) 情報提供・共有	18
(4) まん延防止	19
(5) 予防接種	20
(6) 医療	25
(7) 町民生活及び社会機能の安定の確保	25
7 発生段階	25
II 各論	27
1 未発生期	28
2 海外発生期	34
3 国内発生早期（県内未発生期）	40
4 県内発生早期	51
5 県内感染期	57
6 小康期	65
●新型インフルエンザ等 発症段階別 事務分掌	69
●資料①②③④⑤	72
●国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	82
●用語解説	85

はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念されている。

また、未知の新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響の大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、平成25年4月13日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、『新型インフルエンザ等対策特別措置法』（平成24 年法律第31 号。以下「特措法」という。）が施行された。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（平成10 年法律第114 号。以下「感染症法」という。）に規定されている。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、町として迅速かつ的確に対応できるように、また、町民生活への影響を最小限にするため『内灘町新型インフルエンザ等対策行動計画』（以下「町行動計画」という。）を定める。

1 取組の経緯

(1) 国の取組

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を抜本的に改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口

10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫等も見られた。病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年9月に新型インフルエンザ対策行動計画が改定された。この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

(2) 石川県の取組

石川県は、国の行動計画に準じて平成17年12月に「石川県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後、国の行動計画改定を踏まえ、平成21年3月及び平成24年3月に改定した。

(3) 内灘町の取組

内灘町は、国の新型インフルエンザ対策行動計画(平成21年2月改定)及び石川県新型インフルエンザ対策行動計画(平成21年3月改定)と整合性を図りつつ、平成21年11月に、本町が実施すべき具体的対策を定めた『内灘町新型インフルエンザ対策行動計画』を策定した。

2 行動計画の位置づけ

本町では、平成21年に策定した内灘町新型インフルエンザ対策行動計画を廃止し、特措法第8条に基づき、「町行動計画」を策定するものとする。

町行動計画の策定にあたっては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月策定)及び石川県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年3月策定)と整合性を図り、感染症について専門的な知識を有する学識経験者の意見を聴取する。

町行動計画には、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進について、町が実施すべき措置について、対策を推進するための体制について、関係機関との連携につ

いて等の事項を掲載する。

また、町行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとする。

なお、町行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりとする。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症。
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、別添「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」を参考とする。

また、新型インフルエンザ等について最新の科学的な知見を取り入れ、国や県はその行動計画を随時変更するものとしており、本町においても必要に応じて、その都度、見直すものとする。

I 総 論

1 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、本県、本町への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延の恐れのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に係わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

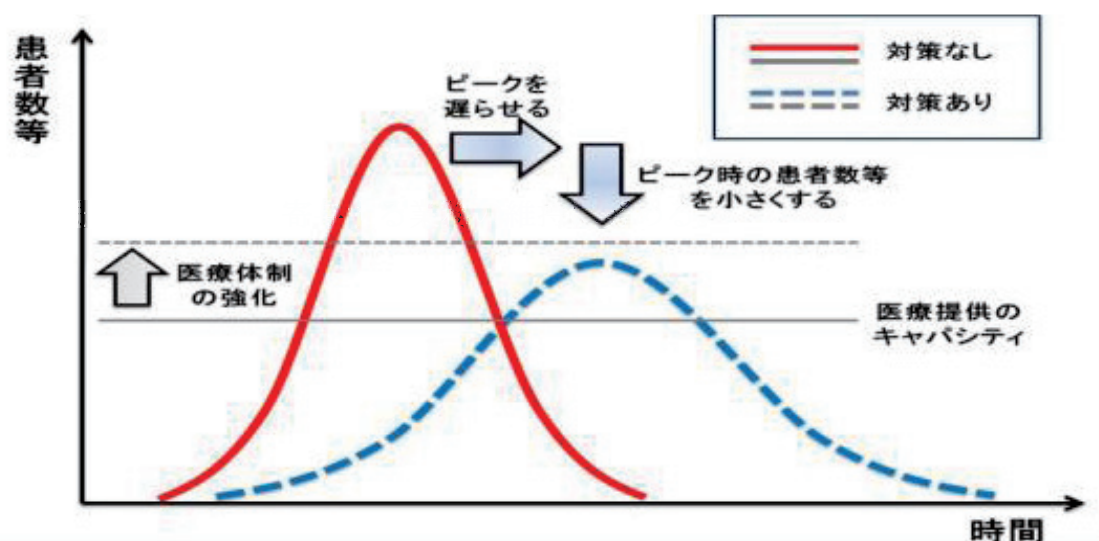
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ① 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ② 業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈対策の効果 概念図〉



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 迅速かつ的確な情報の提供

国内外での発生状況や感染防止の方法、発症した場合あるいは新型インフルエンザが疑わしい症状のある場合等の帰国者・接触者相談センターや医療機関等への問い合わせや受診方法について、分かりやすい方法で情報を伝え、注意を喚起する。

(2) 関係機関との連携強化

保育園、学校、事業所を始めとして、集会や各種イベント等も含めて感染拡大の場所や機会が存在する。このため、うがい・手洗いの励行、マスク着用、咳エチケット等の感染拡大防止のための個人の行動に加えて、保育園や学校、事業所での取り組みも重要である。また、医療機関相互、あるいは医療機関や県との密な連携を進めることも重要である。

(3) 基礎疾患を有する者等の重症化が懸念される対象への支援体制の整備

基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児、高齢者等の重症化が懸念される人への医療機関受診方法等の情報提供やワクチン接種による重症化予防等の支援体制を整備する必要がある。

※ 基礎疾患を有する者とは、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、代謝性疾患、慢性腎疾患、免疫機能不全等である。

(4) 本町の特성에応じた対応

本町は、金沢市に隣接しており、ベッドタウンとしての機能を有している。多くの町民が通勤・通学等で町外へ流出していることから、県内での感染者発生後は、金沢市を中心として町内でも比較的早期に感染拡大がおきる可能性が高い。

このため、本町のまん延防止対策は、町内での感染者を把握して隔離する等のウイルスの封じ込め対策では大きな効果は期待できないため、町民への新型インフルエンザ等の迅速かつ正確な情報提供及びうがい・手洗いの励行、マスクの早期着用、その他予防方法等の啓発が基本となる。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及び県・町行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であること等により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

内灘町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）、政府対策

本部、県対策本部は、相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

内灘町町新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する上で、特に必要と判断する場合は、石川県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策について総合調整を行うよう要請することができる。この場合には、石川県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には、速やかに、所要の総合調整を行う。

（４） 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

４ 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

（１） 被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

被害想定として、患者数等の流行規模についての数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合がありえるため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように推計した。

		内灘町	石川県	全国
患者（人口の 25%）		約 6,750 人	約 29 万人	約 3,200 万人
医療機関の受診患者数		約 2,800～ 約 5,400 人	約 12 万人～ 約 23 万人	約 1,300 万人 ～約 2,500 万人
中 等 度	入院患者数	約 110 人	約 4,900 人	約 53 万人
	1 日あたり最大入院 患者数	—	約 940 人	約 10.1 万人
	死亡者数	約 35 人	約 1,600 人	約 17 万人
重 度	入院患者数	約 440 人	約 19,000 人	約 200 万人
	1 日あたり最大入院 患者数	—	約 3,650 人	約 39.9 万人
	死亡者数	約 135 人	約 5,900 人	約 64 万人

【県の推計】

※入院者数及び死亡者数は、医療機関受診患者数の上限である約 23 万人を基に、過去に世界で大流行したアジアインフルエンザ並みの中等度の場合を致命率 0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合を致命率 2.0%として推計した。

※全人口の 25%がかり患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下では、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数（流行発生から 5 週目）は、約 940 人、重度の場合は 3,650 人と推計した。

※これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

※被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国性的かつ急速なまん延の恐れのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされているところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施

することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、県行動計画を踏まえ以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 町民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられる。家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割について

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- ・ WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等について調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ相互に連携を図り、新型インフル

エンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴取する。

(2) 石川県の役割

- ・ 県は特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、「石川県新型インフルエンザ等対策警戒本部」（以下「県警戒本部」という。）の枠組を通じ、全庁的な取組を総合的に推進する。
- ・ 各部局は、県行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

(3) 内灘町の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、町内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・ 町民に対するワクチンの接種や生活支援、要援護者への支援について、的確に対策を実施する。
- ・ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、発生時における患者の診療体制を含め

た診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、発生時における対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、内閣総理大臣もしくは県知事に報告する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者

- ・ 登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。
- ・ 町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- ・ 特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 町民の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等についての情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性

インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

- ・ 発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 町行動計画の主要 7 分野

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、以下の 7 分野に分けて計画を立案している。また、各分野の対策については、発生段階ごとに記載するが、横断的な留意点等については以下のとおりとする。

(1) 実施体制 (保険年金課・総務課)

・国内や海外において、新型インフルエンザ等の感染者が発生又は感染が拡大するおそれがある場合に、感染拡大防止の対応を実施するための体制として、内灘町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）（平成25年3月内灘町新型インフルエンザ等対策本部条例制定）及び「内灘町新型インフルエンザ等対策連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

・対策本部は、特措法第34条に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時、直ちに設置しなければならない。

・対策本部は、連絡調整会議の上位組織として、連絡調整会議が策定した対策の方針及び具体的な対策のうち、町民生活に大きな影響を及ぼす重要事項について審議・決定を行う。連絡調整会議は、本町の新型インフルエンザ等対策実施の中心的役割を担う。

・対策本部は、本部長（町長）が副本部長、本部員を招集し行う。連絡調整会議は、会長（町民福祉部長）が必要に応じて、副会長、委員を招集し行う。

・新型インフルエンザ等の発生は、風水害、地震等の災害、国民保護の武力攻撃事態の発生と同様に、全庁一丸で対応しなければならない緊急非常事態である。よっ

て、対策本部、連絡調整会議を構成する職員のみならず、町職員全員が通常業務に優先して事態に当たらなければならない。

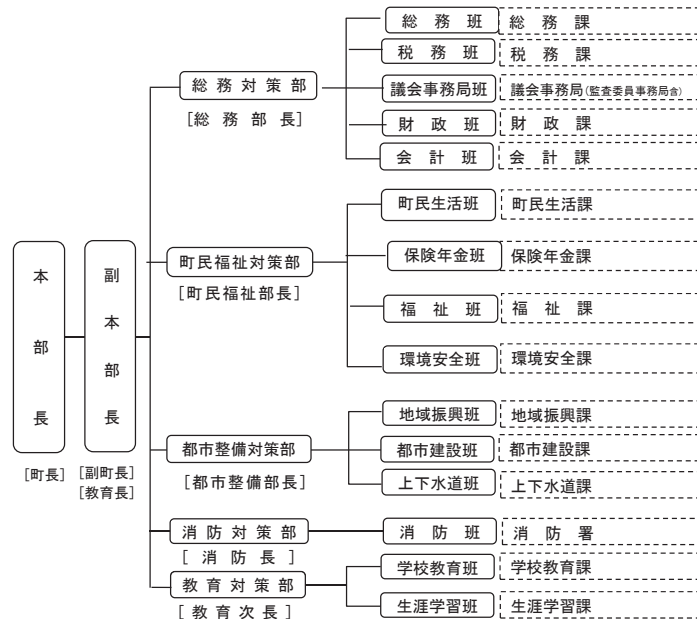
・業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても各部局の重要業務を継続する体制を整える。

対策本部及び連絡調整会議の構成、役割等は次のとおりとする。

① 新型インフルエンザ等対策本部

設置段階	緊急事態宣言がされた場合、速やかに設置する。 ※なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することが可能。
構成	本 部 長：町長 副本部長：副町長、教育長 本 部 員：総務部長、町民福祉部長、都市整備部長、 教育次長、消防長、各課長 その他、本部長が必要と認めた者
役割	連絡調整会議から対策の方針案（連絡調整会議が策定した対策のうち特に重要な事項）の説明を受け、実施の決定と必要な指示、命令を行う。 (1) 町緊急事態宣言、終息宣言の発表 (2) 町内公共施設の閉鎖、利用制限、町の行事の中止、延期等の決定 (3) 町職員の勤務体制の見直し (4) 対策の予算措置の決定 (5) 臨時的な診療場所開設の決定（町内公共施設等） (6) その他重要事項の決定 ※ 重要事項であっても、緊急対応が必要な場合については、町長と協議の上、連絡調整会議で決定し、対策本部へ報告することができる。
事務局	保険年金課（保健センター）・総務課

【新型インフルエンザ等対策本部 組織図】



※[]内は、平常時の職名を表す。

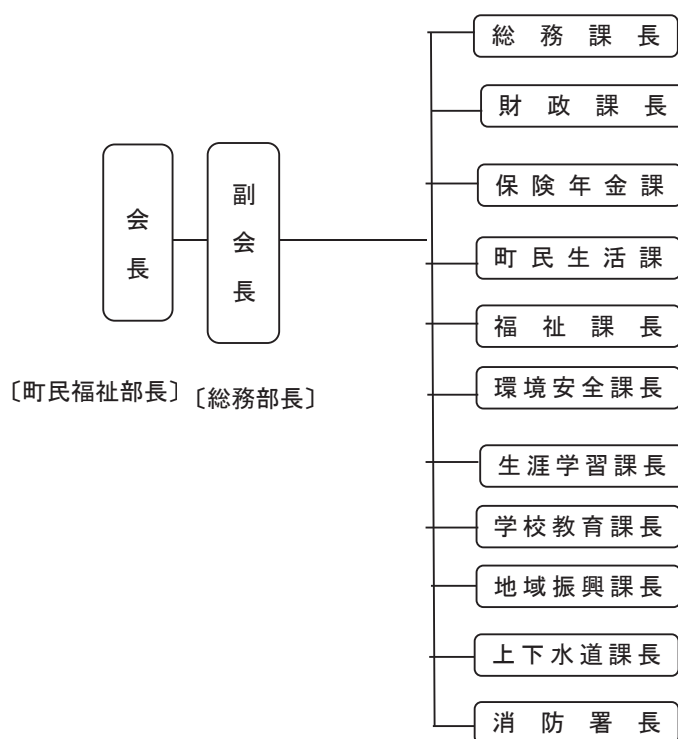
※各班の班長は、それぞれの課長があたる。ただし、議会事務局班は事務局長が、消防班は署長があたる。

② 新型インフルエンザ等対策連絡調整会議

設置段階	対策本部が設置された場合、速やかに設置する。 ※なお、対策本部がなされていない場合であっても、必要に応じ設置することが可能。
構成	会 長：町民福祉部長 副会長：総務部長 委 員：総務課長、財政課長、保険年金課長、町民生活課長、福祉課長、環境安全課長、地域振興課長、上下水道課長、生涯学習課長、学校教育課長、消防署長、その他、会長が必要と認めた者
役割	(1) 情報収集、情報交換 ・各課が所管する施設（関係機関）との情報交換、内容確認 ・国、県（保健福祉センター）等からの通知、指示事項の確認 → 集約した情報を対策本部に報告 (2) 状況に応じた対策の検討、策定、実施及び軽易な対策の決定 → 対策の方針等で町民生活に大きな影響を及ぼす重要な事項については対策本部に提案

	(3) 新型インフルエンザ等感染対策の普及啓発 (4) 町行政業務の継続に関する調整 (5) 町行動計画の見直し
事務局	保険年金課（保健センター）・総務課

【新型インフルエンザ等対策連絡調整会議 組織図】



③ 各部・課の主な役割

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために各部局が連携をとりながら、内灘町地域防災計画に準じた全庁的な取り組みを行う。

各部・課に共通する役割及び各課の主な役割については以下のとおりとする。

各部・課に共通する役割
1 対策本部及び連絡調整会議から命ぜられる事務の実施
2 所管する町施設等について感染対策の徹底及び機能維持・縮小の要請
3 地域感染期等における関係団体等への活動の継続又は自粛要請

- 4 地域感染期等における町の業務の維持継続
- 5 関係機関との連携・調整
- 6 財政措置
- 7 各部間の応援（職員・車両等）

部	課	主な役割
総務対策部	総務課 財政課 税務課 会計課 議会事務局	①町の業務継続 ・職員の健康管理及び感染対策 ・感染が疑われる職員の出勤停止等の措置 ・職員の勤務体制 ・情報ネットワーク、電算システムの維持管理 ・業務継続計画の作成 ②情報提供 ・関連情報の発表に係わる総合調整 ・町民への情報等の広報及び伝達 ・各町会への連絡調整 ・報道機関との連絡調整 (情報収集は保険年金課) ③備蓄等について ・救援物資の集積・配送拠点の確保 ・食料品及び生活必需品の需要把握及び調達 ④予算措置 ・緊急経費の支払 ⑤議会活動

部	課	主な役割
町民福祉 対策部	保険年金課 (保健 センター)	①対策本部の設置と運営 ・非常事態宣言の発令 ②連絡調整会議の設置と運営 ③情報収集→総務対策部に提供 ④相談窓口の設置 ⑤まん延防止対策

		⑥予防接種 ・ 特定接種 ・ 住民接種 ⑦介護保険施設の対応 ・ 感染対策について啓発及び情報提供 ・ 各施設における集団発生患者の把握 ・ 各施設の業務継続、臨時休業等
	町民生活課	①保育所（公立・私立）、学童保育クラブ及び子育て支援センターの感染対策 ・ 各施設における集団発生患者の把握 ・ 保育所等の業務継続、臨時休園等 ②遺体の処理及び埋火葬 ・ 火葬許可（墓地埋葬法の特例手続き）
	福祉課 （包括支援センター）	① 福祉施設等の対応 ・ 感染対策について啓発及び情報提供 ・ 各施設における集団発生患者の把握 ・ 各施設の業務継続、臨時休業等 ②要援護者（独居暮高齢者・障がい者世帯等）の支援 ③福祉サービスの継続利用
	環境安全課	①野鳥の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の検査等への協力及び処分等 ② 防疫 ③廃棄物（ごみ、し尿）の収集、運搬 ④資源の使用抑制、ごみの排出規制 ⑤遺体の処理及び埋火葬 ・ 臨時遺体安置所の開設 ・ 火葬体制の整備 ⑥防犯

部	課	主な役割
都市整備 対策部	地域振興課 都市建設課	①事業所への情報提供及び連絡・調整 ②企業活動の縮小要請
	上下水道課	①水道水の安全供給 ②汚水の適切な処理

部	課	主な役割
教育対策部	生涯学習課	①公民館等、各施設での感染対策 ・各施設における集団発生患者の把握 ・各施設における業務継続、臨時休業等
	学校教育課	①町立学校の感染対策 ・各学校における集団発生患者の把握 ・各学校における業務継続、臨時休校等 ②町立以外の学校・幼稚園への情報提供及び連絡・調整 ・各学校・幼稚園における集団発生患者の把握

(2) サーベイランス・情報収集 (保険年金課)

- ・町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する
- ・サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、町の体制整備等に活用する。

・地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）についての情報や、死亡者を含む重症者の状況にも着目する。

(3) 情報提供・共有 (総務課・保険年金課)

- ・町内の発生状況を把握し、国・県に適宜協力する。
- ・国・県から入手した対策に必要な情報を整理する。
- ・国・県からの情報を、発生段階に応じて、外国人や障害者、患者等の人権に配慮しつつ、町民に迅速かつ分かりやすく提供する。

- ・ 「新型インフルエンザ等に関する相談窓口」を設け、疾患についての相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を整える。
- ・ 町民の反応などを分析し次の情報提供に活かす。

(4) まん延防止

(総務課・保険年金課・町民生活課・学校教育課・福祉課・地域振興課)

- ・ 流行のピークをできるだけ遅らせることで体制整備を図るための時間を確保することを目的とする。また、流行ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収まることにつなげる。
- ・ 発生段階に応じた、個人・地域・職場等における感染対策を普及する。

① 個人における対策

- ・ 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者で発症が疑わしい場合は、県の設置する「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える。
- ・ 患者の入院措置や同居者等、濃厚接触者に対する感染防止対策に協力する。(健康観察、外出自粛の要請等)
- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践する。
- ・ 緊急事態宣言がされた場合、不要不急の外出自粛要請に協力する。

② 地域・職場における対策

- ・ 県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ・ 緊急事態宣言がされた場合は、必要に応じ施設の使用制限の要請等に協力する。

(5) 予防接種 (保険年金課)

① ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

注) 「プレパンデミックワクチン」とは…新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。(現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)

「パンデミックワクチン」とは…新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

② 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、予防接種法第6条による予防接種とみなし、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるとき、臨時で行われる予防接種であり、発生からできるだけ早期に接種する必要がある。

【特定接種の対象】

A 「医療の提供業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうち、これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

B 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

C 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

【対象者の基準】

- ・ 住民接種よりも先に開始されるものであるため、実施に当たっては町民の十分

な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

- ・「登録事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに係わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- ・ 指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- ・ これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

【基本的な接種順位】

- ・ 医療関係者
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・ 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ・ それ以外の事業者

なお、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国が判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

【接種体制】

A 実施主体

国・・・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

県・・・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員

町・・・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員

接種に係る費用については、特措法第65条に基づき、実施について責任を有する者が支弁する。

B 接種方法

原則として集団的接種。

接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、地域医師会、金沢医科大学病院等の協力を得る。

登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

③ 住民接種

新型インフルエンザ等緊急事態においては、可能な限り多くの町民にワクチンを接種する。

【種類】

A 臨時の予防接種

・新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

B 新臨時接種

・緊急事態宣言がされていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行なわれる。

【住民接種の対象者】

以下の4つの群に分類する。

A 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

B 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

C 成人・若年者

D 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

【接種順位の考え方】

新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、発生した新型インフルエンザ等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

a 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で、重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順

b 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順

c 小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

a 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

b 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

a 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

b 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

【接種体制】

- ・内灘町が実施主体となる。
- ・原則として、集団接種とする。
- ・接種会場は、人口1万人に1か所程度とするため、本町の場合、2～3か所確保する。また、医療機関に委託することも可能。
- ・接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、地域医師会、金沢医科大学病院等の協力を得る。
- ・基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者については、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上、集団接種会場で接種することを原則とする。なお、町の判断で、通院中の医療機関で接種することも考えられる。
- ・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該施設において集団接種を行う。
- ・ワクチン接種回数は、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンとも原則2回接種とする。

【留意点】

- ・特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。
- ・予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請する。

(6) 医療 (保険年金課)

- ・適切な医療の提供（情報提供）により、健康被害を最小限とし、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。
- ・県や町等からの要請に応じ、その対策に適宜協力する。
- ・町は、県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(7) 町民生活及び社会機能の安定の確保

(総務課・保険年金課・福祉課・環境安全課・上下水道課)

本人や家族のり患等により、町民生活及び社会機能の大幅な縮小と停滞を招く恐れがあり、この影響を最小限とできるよう、国、県、町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者、一般事業者等が連携して対策を講じる。

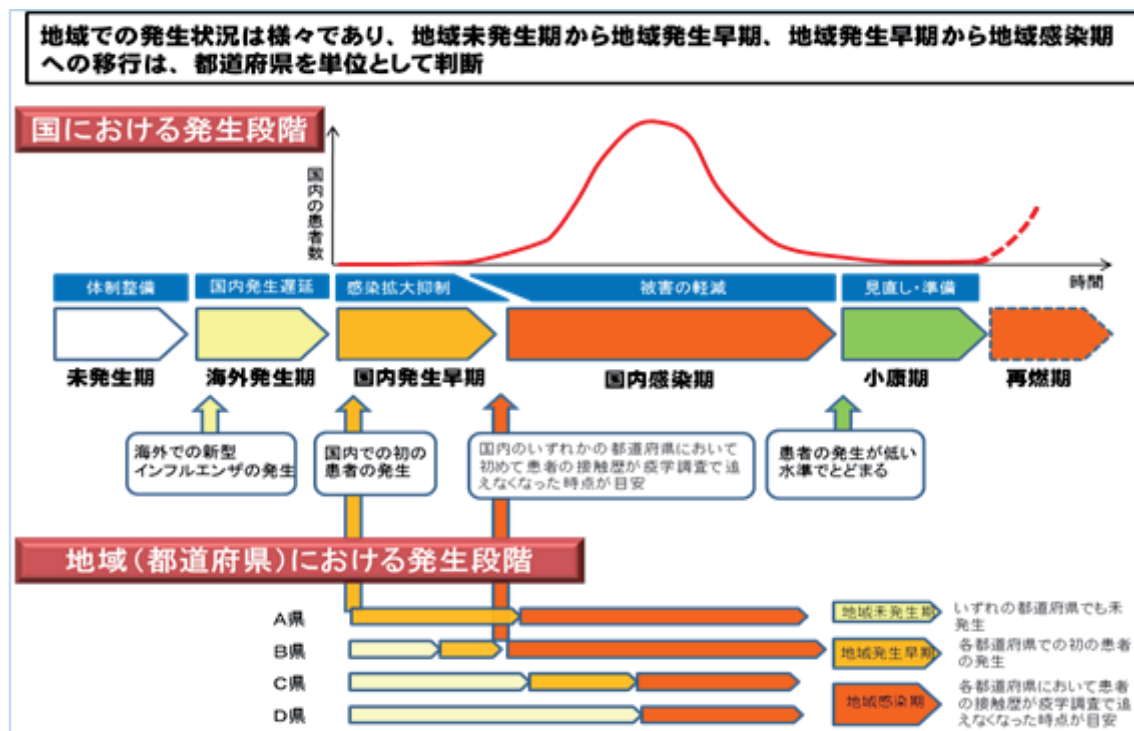
- ・行政機能の維持
- ・食料品や生活必需品等の確保
- ・要援護者への支援
- ・遺体の埋火葬・安置所の確保
- ・ライフラインの安定供給

7 発生段階

- ・新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。
- ・各発生段階は石川県における発生段階に準じ、次の6つに分類する。
- ・各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。
- ・対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化する。
- ・国内の発生段階は、WHOのフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。
- ・地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染

対策等について柔軟に対応する必要があることから、県内における県内発生早期及び県内感染期への移行は、石川県新型インフルエンザ等対策委員会における検討状況を十分に尊重し、国との協議により県が判断する。

発生段階		流行状態
国	県	
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	県外で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、石川県内では発生していない状態
	県内発生早期	石川県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



Ⅱ 各論

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7分野の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、町は、国や県が作成する基本的対処方針に基づき対策を実施することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

また、新型インフルエンザ対策を推進するためには、幅広い政策分野においてきめ細かな対応が求められ、国・県・町が相互に連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。このため、行動計画やガイドラインに示す新型インフルエンザ等対策における各機関の役割分担が理解しやすいよう、下記の資料を参考とする。(別紙添付)

【資料】

- ①サーベイランス
- ②まん延防止
- ③予防接種
- ④帰国者・接触者外来、入院病床、一般医療機関
- ⑤生活対策（生活支援・埋火葬）

1 未発生期

状態	(1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態にある。 (2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況にある。
目的	(1) 発生に備えて体制の整備を行う。 (2) 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。
対策の考え方	(1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等について、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制 (保険年金課・総務課)

① 町行動計画の策定

・特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。

② 町業務継続計画の策定

・新型インフルエンザ発生時に町役場の機能を維持しなければ、対策の実施は不可能であることから、業務継続計画の作成を行うものとする。その際、町民生活の維持に不可欠な行政サービスについては、流行時（職員欠勤率4割）においても業務継続できるよう、感染予防策の徹底や人員確保を配慮するものとする。

また、町庁舎には不特定多数の人が出入りすることを考え、施設の感染防止対策も併せて行うものとする。

③ 実施体制の整備及び国・県等との連携強化

・国、県等との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、研修会への参加、訓練を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集 (保険年金課)

① 情報収集

・国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県等から国内外の新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。

【情報収集源】

- ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立感染症研究所：WHOインフルエンザコラボレーティングセンター
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 地方公共団体

② 平常時のサーベイランスへの協力

・町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【県のサーベイランス対策】

- ① 県及び保健所設置市である金沢市（以下「県等」という。）は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関（48ヶ所の医療機関）において患者発生の動向を調査し、全県的な流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の5ヶ所の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を検査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ② 県等は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ③ 県等は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
- ④ 県等は、鳥類、豚等が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努める。

(3) 情報提供・共有

(総務課・保険年金課)

① 継続的な情報提供

- ・新型インフルエンザ等の基本的な情報や発生した場合の対策について、広報やホームページ等を利用し、町民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

② 体制整備等

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、専任広報担当者を中心とした広報担当チームを決めておく。
- ・地域における対策の現場となる市町や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ・新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

(4) まん延防止

(総務課・保険年金課・町民生活課・学校教育課・福祉課・地域振興課)

① 個人における対策の普及

- ・個人における対策の普及として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、また、自らの発症が疑わしい場合は、県が設置する「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること等の基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

② 地域対策・職場対策の周知

- ・小中学校、保育園、幼稚園、児童館、介護保険施設、福祉施設及び事業者等における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

③ 衛生資器材等の供給体制の整備

- ・衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の流通・在庫等の状況を把握するよう努める。

（５） 予防接種 （保険年金課）

① ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

② ワクチンの供給体制

- ・県内のワクチン流通体制の情報を積極的に収集する。

③ 基準に該当する事業者の登録

- ・国が行う特定接種に係る接種体制や登録手続きについて、国からの要請に応じ、適宜協力する。

④ 接種体制の構築

A 特定接種

- ・特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種で速やかに実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築する。

B 住民接種

- ・国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。

・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、内灘町以外の市町における接種を可能にするよう努める必要がある。

・国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

⑤ 情報提供

・新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報について、町民の理解促進を図るため積極的に情報提供をする。

(6) 医療 (保険年金課)

① 地域医療体制の整備

・石川中央保健福祉センターを中心として設置される、二次医療圏等の圏域を単位とする地域連携会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

② 医療機関受診情報の周知

・新型インフルエンザ等に感染した場合の医療機関への受診方法について周知の準備を行う。

【県の体制】

- ①地域医療体制の整備
- ②県内感染期に備えた医療の確保
- ③国が策定した手引き等の周知
- ④医療資器材の整備
- ⑤検査体制の整備
- ⑥医療機関等への情報提供体制の整備

- ⑦抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
- ⑧抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

(7) 町民生活及び社会機能の安定の確保

(総務課・保険年金課・福祉課・環境安全課・上下水道課)

① 行政機能の維持

・新型インフルエンザ等発生時の行政機能の維持に向け、町職員の勤務体制、業務の維持及び応援体制について整備する。

② 平常時からの取り組みの周知

・町民に、新型インフルエンザ等発生時における社会機能の安定に向けて、平常時から次の取り組み等を心掛けるよう周知する。

- ① 食料品や生活必需品等の備蓄をおこなうこと
- ② 電気、ガス、水道等の供給不足が予測されるため、節電や節水等に努めること。
- ③ 通常のごみ収集回数等の維持が困難となることが予想されるため、ごみの排出抑制に努めること。

③ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

・支援の必要な高齢者・障害者世帯を「要援護者台帳」で把握し、発生後速やかに必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送の対応方法を検討する。

④ 物資及び資材、医薬品等の備蓄

・まん延防止対策及び医療体制に係る物資及び資材、医薬品等を備蓄する。

⑤ 火葬能力等の把握

・県等からの要請に応じ、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

2 海外発生期

状態	(1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 (2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 (3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的	(1) 国内の状況等を注視しつつ、町内発生の遅延と早期発見に努める。 (2) 国内・県内・町内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	(1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 (2) 国等との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 (3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 (4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県・町内発生に備え、県・町内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、町内医療機関、町民に準備を促す。

(1) 実施体制 (保険年金課・総務課)

① 体制強化

・海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに「連絡調整会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。

・海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする「政府対策本部」を設置し、石川県が知事を本部長とする「県対策本部」を設置した場合には、状況を勘案し、町長を本部長とする「対策本部」を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、町行動計画等に基づく事前準備をする。

注) 市町村本部は、緊急事態宣言が出された後に設置されることになっているが、国、県が本部を設置する事態となれば、市町村でも設置が期待されると想定されるので、ここではそのように記載した。

- ・県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

② 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- ・海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集 (保険年金課)

- ・県等と連携して新型インフルエンザ等について情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・患者を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を行う。

(3) 情報提供・共有 (総務課・保険年金課)

① 情報提供

- ・県等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・対策本部における広報担当者を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように、必要に応じて対策本部において調整する。

② 情報共有

- ・国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

③ 相談窓口の設置

・国が作成したQ & A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を役場に設置し、新型インフルエンザ等の疾患のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を整備する。

(4) まん延防止

(総務課・保険年金課・町民生活課・学校教育課・福祉課・地域振興課)

① 感染症危険情報の発出等

・国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して町民に広く周知する。

・国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

② 個人における対策の普及

・個人における対策の普及として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること等の基本的な感染対策について理解促進を図る。

(5) 予防接種 (保険年金課)

① ワクチンの生産等に関する情報の収集

・県や国等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

② ワクチンの供給

・県では、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量について国が作成する計画やワクチンの流通管理に関する情報を収集するとともに、国の要請を受

けて、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

町は、県や国等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

③ 接種体制

A 特定接種

- ・県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等について国の対処方針の情報を収集を行う。

- ・県や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、本人の同意を得て、**集団的な特定接種**を行う。

B 住民接種

- ・県、国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種について接種体制の準備を行う。

- ・国の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

④ 情報提供

- ・県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などについて情報の提供に協力する。

(6) 医療 (保険年金課)

- ・県では、医療について次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【県の対策】

① 新型インフルエンザ等の症例定義

- ・県は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義について、随時、関係機関に周知する。

② 医療体制の整備

- ・県は、国の要請を受けて、以下を実施する。

- ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものについて、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。

- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県医師会の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

- ・帰国者・接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに管轄保健福祉センター等に連絡するよう要請する。

- ・新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を保健環境センターにおいて、亜型等の同定を行い、確認は国立感染症研究所で行う。

③帰国者・接触者相談センターの設置

- ・県等は、国の要請を受け、帰国者・接触者相談センターを設置する。

- ・県等は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

④医療機関等への情報提供

- ・県は、国からの新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

⑤検査体制の整備

保健環境センターにおいて、国立感染症研究所からの技術的支援の下、新型インフルエンザ等に対する PCR 等の検査を実施するための検査体制を速やかに整備する。

⑥抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。

- ・県等や医療機関は、必要な場合には、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

- ・県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

（７） 町民生活及び社会機能の安定の確保

（総務課・保険年金課・福祉課・環境安全課・上下水道課）

① 要援護者への具体的支援

「要援護者台帳」で把握された、支援の必要な高齢者・障がい者世帯の生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送の対応方法など具体的支援について、必要に応じて見直しを行う。

② 行政サービスの維持

行政機能を維持するため、町職員の勤務体制及び業務の遂行を調整し、行政サービス継続の方針を検討する。必要に応じて、関係部署において、業務継続計画を見直す。

③ 廃棄物の収集、運搬、処理体制の確保

廃棄物の収集、運搬及び処理体制の確保並びにごみの減量対策を検討する。

④ 個人が取り組むべき対策の周知

新型インフルエンザ等の国内発生時における社会機能の維持に向けて、引き続き食料品の備蓄等個人が行う対策に取り組むよう周知を図る。

⑤ 臨時遺体安置場所の確保の準備

火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保のための準備を、県の支援を受けて行う。

3 国内発生早期（県内未発生期）

状態	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、本県では発生していない状態。
目的	(1) 県内発生の遅延と県内発生の早期発見に努める。 (2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	(1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 (2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づいて、必要な対策を行う。 (3) 県内未発生であっても、政府対策本部が行う緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染対策等を行う。 (4) 県の指示の下、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制（保険年金課・総務課）

① 体制強化

- ・国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに「連絡調整会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議又は連絡調整会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。
- ・県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

② 緊急事態宣言

- ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置する。
- 町は、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であると判断した場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。
- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、原則として、発生区域の存在する都道府県及び隣接県としており、本県で発生が確認されていない場合でも指定される場合があり、本県がその指定を受けた場合は、通常の対応に加え、更に積極的な感染対策等を講ずるものとする。
- ・全国的な人の交流起点となっている区域で発生している場合は、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域が指定される場合もあり得ることに留意する。

(2) サーベイランス・情報収集

(保険年金課)

- ・「2 海外発生期」の対応を維持する。

(3) 情報提供・共有

(総務課・保険年金課)

① 情報提供

- ・県等と連携して、町民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防

策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。
また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

- ・町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

- ・対策本部における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

- ・対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

② 情報共有

- ・国のシステムを利用し、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

③ 相談窓口の体制充実・強化

- ・町民からの相談の増加に備え、役場に相談窓口を設置し、体制を充実・強化する。
- ・国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) まん延防止

(総務課・保険年金課・町民生活課・学校教育課・福祉課・地域振興課)

① 県等との連携による町民・事業所等への要請

- ・県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

- ・県等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

- ・県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安

全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

・県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

・県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県内において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、政府の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

① 外出自粛の要請等

県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

② 施設の使用制限の要請等

県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。施設等が要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。

特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

（５） 予防接種 （保険年金課）

① ワクチンの供給

・国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。
町は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

② 接種体制

A 特定接種

・県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、本人の同意を得て集団的な特定接種を行う。

B 住民接種

・県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等についての情報を踏まえた接種順位等について国の決定内容を確認する。

・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、**住民接種を開始する。**

・住民接種についての情報提供を開始する。

・接種の実施に当たり、国及び県と連携して、町民が速やかに接種できるよう接種体制をとる。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

・ **住民接種**

市町は、住民接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

③ モニタリング

・ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングについて総合評価の状況を把握する。

(6) 医療 (保険年金課)

・県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【県の対策】

① 新型インフルエンザ等の症例定義

・県は、引き続き、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義について、随時、関係機関に周知する。

② 医療体制の整備

県は、引き続き、次の措置を講じる。

・発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続するとともに、充実・強化を行う。

・帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

・帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏

まえ、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに管轄保健福祉センター等に連絡するよう要請する。

- ・新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を保健環境センターにおいて、亜型等の同定を行い、確認は国立感染症研究所で行う。

- ・患者数の増大等により必要性が生じた場合は、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療できる体制へ移行できるよう、関係機関と調整を進める。

③医療機関等への情報提供

- ・県は、引き続き、国からの新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

④抗インフルエンザウイルス薬

- ・県は、引き続き、県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握し適正な流通を指導する。

- ・県は、県内発生早期、県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

⑤医療機関・薬局における警戒活動

- ・県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県内において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて、次の対策を行う。

① 医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(7) 町民生活及び社会機能の安定の確保

(総務課・保険年金課・福祉課・環境安全課・上下水道課)

① 要援護者への具体的支援

・「要援護者台帳」で把握された、支援の必要な高齢者・障がい者世帯の町内発生時の具体的支援について、対応方法を確認するとともに、必要に応じて見直しを行う。また、生活必需品の配布等について検討する。

・緊急事態宣言の場合は、安否確認を行う。

【要援護者支援の基準】

ア、情報提供の確認 イ、緊急連絡先の確認 ウ、安否確認

①独居および高齢者世帯 65 歳以上

親族支援あり→ア、イ（親族および民生委員） ウ（親族）

親族支援なし→ア、イ、ウ（役場職員又は民生委員）

②在宅の障害者

親族支援あり→ア、イ、ウ（家族・親族）

親族支援なし→ア、イ、ウ（福祉課又は民生委員）

② 感染者への偏見等の防止

広報、ホームページ等を通じ、新型インフルエンザ等感染者に対する偏見や忌避が起こらないよう啓発を行う。

③ 集会等の自粛検討の周知

県の要請又は状況に応じて、町民に対し、感染拡大防止のため、不特定多数の町民が参加する集会等の各種事業の感染対策及び自粛の検討について周知を図る。

④ 食料品、生活必需品等の買占め、売り惜しみの防止

国及び県と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動をとるよう呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう啓発する。

⑤ 集客を伴う事業者へ感染対策徹底の要請等

県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者に対して、感染対策の徹底を要請する。

⑥ ごみの排出抑制等の協力要請

町民や事業者に対し、ごみの減量及び排出抑制への協力要請を検討する。

⑦ ごみ収集事業者への業務継続要請

ごみ収集事業者に感染者が多発した場合に備え、代替要員の確保等による業務継続を要請する。

⑧ 臨時遺体安置場所の確保

火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保を、県の支援を受け行う。

【緊急事態宣言がされている場合の県の措置】

県内において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は、国の当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。

② 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

③ 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる

④ サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

⑤ 緊急物資の運送等

県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

⑥ 生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⑦ 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

4 県内発生早期

状態	(1) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的	(1) 町内での感染拡大をできる限り抑える。 (2) 患者に適切な医療を提供する。 (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	(1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言がされた場合、積極的な感染対策等をとる。 (2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。 (3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 (4) 町内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、県民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県内において、緊急事態宣言がされている場合には、下記の対策に加え、県の要請に応じ、その取り組みに適宜協力する。

詳細は、「3 国内発生早期（県内未発生期）」に準ずる。

(1) 実施体制 (保険年金課・総務課)

① 体制強化

・県は、県対策本部を中心として、国のその時点での基本的対処方針を踏まえ、迅速かつ的確な、感染対策の実施を図る。なお、国が国内感染期に入った旨の公示を行った場合は、県対策本部において、今後の対応を確認・決定する。

・町は、対策本部の下、連絡調整会議を開催し、各部署連携し、迅速かつ的確な、感染対策の実施を図る。

・県等と連携して、町が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

② 内灘町対策本部の機能強化

(2) サーベイランス・情報収集 (保険年金課)

・県が提供する県内の発生状況をリアルタイムで把握し、国・県等と連携して必要な対策を実施する。

・新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生状況を把握する。

・各学校、介護施設等の患者発生情報を保険年金課に集約する。また、町内医療機関に患者発生情報の提供要請を行う。

・県の指示により、発生した町内患者について、初期の段階には、調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

(3) 情報提供・共有 (総務課・保険年金課)

① 情報提供

② 情報共有

③ 相談窓口の体制充実・強化

・「3 国内発生早期（県内未発生期）」の対応を継続し、充実、強化する。

(4) まん延防止

(総務課・保険年金課・町民生活課・学校教育課・福祉課・地域振興課)

① 町内での感染拡大防止策

・県では、国と連携し、感染症法に基づき、保健福祉センターにおいて、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

② 町民・事業所等への要請

・県等と連携し、引き続き、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

・県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

・県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

・県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

・県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

(5) 予防接種

(保険年金課)

① ワクチンの供給

② 接種体制

③ モニタリング

・「3国内発生早期(県内未発生期)」の対応を継続する。

（６） 医療 **（保険年金課）**

・県では、医療について次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【県の対策】

①医療体制の整備

・国の要請を受けて、県は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、引き続き継続する。

・患者等が増加してきた段階においては基本的対処方針等諮問委員会の意見を踏まえた国の要請を受けて、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

②患者への対応

県等は、国と連携し、以下を実施する。

・新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。

この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性についての情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

・必要と判断した場合には、保健環境センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR 検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等は重症者等に限定して行う。

・医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

③医療機関等への情報提供

・「３国内発生早期（県内未発生期）」の対応を継続する。

④抗インフルエンザウイルス薬

- ・県は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

- ・県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

⑤医療機関・薬局における警戒活動

- ・「３国内発生早期（県内未発生期）」の対応を継続する。

（７） 町民生活及び社会機能の安定の確保

（総務課・保険年金課・福祉課・環境安全課・上下水道課）

① 要援護者への支援の実施

- ・「要援護者台帳」で把握された、支援の必要な高齢者・障がい者世帯に対し、必要な支援を行う。また、生活必需品の配布等について検討する。

- ・安否確認と親族のいない者の有症時の搬送について検討する。

- ・施設使用の臨時制限で業務が縮小された場合のために介護サービスの調整を行う。

【支援基準】 ＊「Ｃ国内発生早期（県内未発生）」に続き次の支援基準とする。

エ、有症時の搬送・身内への連絡 オ、流通停止時の食料等生活必需品の確保
カ、介護・障がいサービス等停止時の介護サービスの調整

①独居および高齢者世帯 65歳以上

親族支援あり→ウ、エ、オ（親族）

親族支援なし→ウ、エ、オ（役場職員又は民生委員）

②在宅の障害者

親族支援あり→ウ、エ、オ、カ（家族・親族）

親族支援なし→ウ、エ（福祉課又は民生委員）オ（役場職員）カ（福祉課）

③在宅の要支援・要介護認定者

親族支援あり→ウ、エ、オ、カ（家族・親族）

親族支援なし→ウ、エ、カ（ケアマネ・包括） オ（役場職員）

- ② 感染者への偏見等の防止
- ③ 集会等の自粛検討の周知
- ④ 食料品、生活必需品等の買占め、売り惜しみの防止
- ⑤ ごみの排出抑制等の協力要請
- ⑥ ごみ収集事業者への業務継続要請

・「3 国内発生早期（県内未発生期）」の対応を継続、強化する。

⑦ 臨時遺体安置場所の確保

火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保を、県の支援を受け行う。

⑧ 集客を伴う事業者へ感染対策徹底の要請等

県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者に対して、感染対策の徹底を要請する。また、特措法に基づき県が行う休業等の措置について理解を求める。

⑨ 電気、ガス、水道等の業務継続要請

必要に応じて、電気、ガス、水道等のライフライン事業者に、業務継続の要請を行う。

5 県内感染期

状態	(1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。 (2) 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
目的	(1) 医療体制を維持する。 (2) 健康被害を最小限に抑える。 (3) 町民生活・町民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	(1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 (2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 (3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 (4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 (5) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 (6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 (7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(保険年金課・総務課)

① 体制強化

・県対策本部は、国の国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針の公示を踏まえ、県として、今後の対応を確認・決定する。

・町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行う。

② 内灘町対策本部の機能強化

(2) サーベイランス・情報収集 (保険年金課)

・引き続き、県が提供する県内の発生状況をリアルタイムで把握し、国・県等と連携して必要な対策を実施する。

・全国での患者数が数百人程度に増加するまでは、引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化する。

・全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。また、学校等における集団発生の把握の強化については、通常のサーベイランスに戻す。

(3) 情報提供・共有 (総務課・保険年金課)

① 情報提供

② 情報共有

③ 相談窓口の体制充実・強化

・「4 県内発生早期」の対応を継続し、充実、強化する。

(4) まん延防止

(総務課・保険年金課・町民生活課・学校教育課・福祉課・地域振興課)

① 感染拡大防止策の強化

・引き続き、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

・県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

・県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安

全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

- ・県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

- ・県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

（５） 予防接種 （保険年金課）

① 緊急事態宣言がされていない場合

- ・「４ 県内発生早期」の記載を参照する。

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・特措法第46 条に基づく住民接種を進める。

（６） 医療 （保険年金課）

- ・県では、医療について次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

- ・町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

【県の対策】

①患者への対応等

県等は、国の要請を受けて、以下を実施する。

- ・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。

- ・入院治療は重症者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

- ・医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。

- ・医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

②医療機関等への情報提供

- ・「4 県内発生早期」の対応を継続する。

③抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

- ・県は、県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国備蓄分の配分を要請する。

④医療機関・薬局における警戒活動

- ・「4 県内発生早期」の対応を継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県内において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

② 臨時の医療施設等

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(7) 町民生活及び社会機能の安定の確保

(総務課・保険年金課・福祉課・環境安全課・上下水道課)

① 行政サービスの縮小継続

町は、町民生活及び社会機能の安定に重要な行政機能を維持するため、町職員の勤務体制及び業務の執行を調整し、一部の行政サービスを縮小して、行政機能を継続・維持する。

② 要援護者への支援の実施と地域住民への協力要請

- ・「要援護者台帳」で把握された、支援の必要な高齢者・障がい者世帯に対し、必要な支援を行う。また、食料品、生活必需品の調達について、地域住民及び団体に協力要請するとともに、宅配業者等に支援を要請する。
- ・安否確認と必要に応じて親族のいない者の有症時の搬送を行う。
- ・引き続き、施設使用の臨時制限で業務が縮小された場合のために介護サービスの調整を行う。

③ 集客を伴う事業活動の自粛要請

県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者等に事業活動の自粛を要請する。

④ 生活必需品等を提供する事業者への業務継続の要請

食料品又は生活必需品を提供する事業者に対し、業務継続を要請する。

⑤ ごみ収集業務の継続

ごみ収集処理業務について、従業員の多数罹患により通常業務が困難な場合は、収集回数を減らす等の対応により業務を継続する。広報、ホームページ等で事前に周知する。

⑥ 臨時遺体安置場所の拡充

火葬場の火葬能力の限界を超えた場合は、一時的に遺体を安置できる施設等の拡充を、県の支援を受けて行う。

また、県の指導のもと、必要に応じて墓地埋葬法の特例に基づく埋火葬に係る手続きを行う。

⑦ 感染者への偏見等の防止

⑧ ごみの排出抑制等の協力要請

⑨ 電気、ガス、水道等の業務継続要請

- ・「4 県内発生早期」の対応を継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県内に緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

1 業務の継続等

(1) 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。

(2) 県は、必要に応じ、国が行う各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等の確認作業に協力する。

2 電気及びガス並びに水の安定供給

県内発生早期の記載を参照

3 運送・通信・郵便の確保

県内発生早期の記載を参照

4 サービス提供水準に係る県民への呼びかけ

県は、国が行う事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に協力し、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

5 緊急物資の運送等

県内発生早期の記載を参照

6 物資の収用・保管

- (1) 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- (2) 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

7 生活関連物資等の価格の安定等

- (1) 町及び県は、町民生活及び社会機能の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- (2) 町及び県は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- (3) 町及び県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

8 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、県の協力のもと、在宅の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送等の生活支援を実施する。

9 犯罪の予防・取締り

国内発生早期の記載を参照。

10 埋葬・火葬の特例等

- (1) 県は、国の要請を受け、市町村を通じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- (2) 町は、県の協力のもと、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

- (3) 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、本町長以外の市町長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める。
- (4) 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

6 小康期

状態	(1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 (2) 大流行はいったん終息している状況。
目的	町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	(1) 第二波の流行に備えるため、第一波についての対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制 (保険年金課・総務課)

① 基本的対処方針の変更

- ・ 県対策本部は、国の小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針が公示された場合に、県民にこれを周知する。
- ・ 町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行う。

② 対策の評価・見直し

- ・ これまでの各段階における対策について評価を行い、必要に応じて行動計画の見直しを行う。

③ 内灘町対策本部の廃止

- ・ 国の「緊急事態解除宣言」がされた時は、速やかに町対策本部を廃止し、町民にこれを周知する。

(2) サーベイランス・情報収集

(保険年金課)

- ・引き続き、県等と連携して新型インフルエンザ等についての情報を収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・通常のサーベイランスを継続する。
- ・再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の状況を把握する。

(3) 情報提供・共有

(総務課・保険年金課)

① 情報提供

- ・県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続きメディア等に対し広報担当者から適宜必要な情報を提供する。
- ・町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、県に提供することで、共有化を図る。

② 情報共有

県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備について方針を把握する。

③ 相談窓口の体制の縮小

(4) まん延防止

(総務課・保険年金課)

県等と連携し、海外での発生状況を踏まえ渡航者等への情報提供・注意喚起の内容について国の対処方針の見直しを町民に周知する。

(5) 予防接種 (保険年金課)

① 緊急事態宣言がされていない場合

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

② 緊急事態宣言 がされている場合の措置

特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(6) 医療 (保険年金課)

・県では、医療について次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

【県の対策】

①医療体制

県等は、国と連携し、新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。

②抗インフルエンザウイルス薬

・県は、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた国の作成する治療指針を医療機関等に周知する。

・県は、流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(7) 町民生活及び社会機能の安定の確保

(総務課・保険年金課・福祉課・環境安全課・上下水道課)

① 要援護者への生活支援等の継続

・「要援護者台帳」で把握された、支援の必要な高齢者・障がい者世帯に対し、健康状態の見守りや生活支援を引き続き行う。また、食料品、生活必需品の調達

について、地域住民及び団体に協力要請するとともに、宅配業者等に支援を要請する。

② 行政機能の平常時体制への移行

町職員の勤務体制及び業務を調整し、順次、平常時の行政機能体制に移行する。

③ 集客を伴う事業活動の自粛要請の解除

県等による集客施設業界等への事業活動自粛の要請解除を周知する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

1 業務の再開

- (1) 県は、国が行う事業者が業務を再開しても差し支えない旨の周知に協力する。
- (2) 県は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、流行の第二波に備え、事業を継続していけるよう、国が行う必要な支援に協力する。

2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

町、県、指定（地方）公共機関は、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

●新型インフルエンザ等発症段階別 事務分掌

		1 未発生期	2 海外発生期
		1. 発生に備えて体制の整備を行う 2. 国や海外等の情報収集と発生確認	1. 国内状況の注視と町内発生の遅延及び早期発見に努める 2. 発生に備えて体制の整備を行う
総務 対策部	総務課	【業務継続】 ○職員の感染予防と「業務継続計画」の策定 【物資・医薬品の備蓄】 ○衛生資機材・食料品・生活必需品等の備蓄と提供の準備	○職員の感染予防と業務継続のための対応周知
	財政課		
	税務課	【情報提供】	【情報提供】 ○マスコミ対応 ●町民への情報提供 ・個人防護具(マスクなど)の備蓄呼びかけ ・国、県の相談窓口の周知 ・予防対策、発熱時の行動等について情報提供
	会計課		
	議会事務局		
町民福祉 対策部	保険年金課	★行動計画の策定	(○国、県が対策本部を設置した場合、状況を勘案して「町対策本部」を設置する) ●「連絡調整会議」を開催し、情報の集約、共有、分析を行う。 ○相談窓口の検討・設置及び対応準備
	保健センター	○情報収集体制及び連絡体制の整備・確認 ○平常時のサーベランス対策の協力 ○平常時からの感染症予防の周知 【介護福祉施設】 ○平常時からの感染症対策を行う。	●町職員の特定接種の実施 ○住民接種の接種体制の準備
	町民生活課	【保育所・学童保育クラブ】 ○平常時からの感染症対策を行うよう指導する。	
	福祉課 包括支援センター	【地域・要支援者】 ○支援の必要な高齢者・障害者世帯を要支援者台帳で把握 ○まん延期における要支援者への生活支援の対応検討 (安否確認・往診・訪問看護・訪問診療・訪問介護・食事提供等)	【地域・要支援者】 ○要支援者への情報提供及び感染症予防の周知
	環境安全課	【遺体火葬・安置】 ○火葬場の火葬能力・一時的な遺体安置所の把握、検討 【環境・ごみ収集】 ○平常時の対応維持	
都市整備 対策部	地域振興課 都市建設課		
	上下水道課	◎「水道事業者などにおける新型インフルエンザ対策ガイドライン」(厚労省)に基づき実施。	
教育 対策部	生涯学習課	○各施設に、平常時からの感染症対策を行うよう指導する。	
	学校教育課	【町立学校】 ○平常時からの感染対策を行うよう指導する。 ○情報収集体制及び連絡体制の整備・確認	
消防 対策部	消防署	【通常の救急搬送業務維持】 ○感染防止資器材の事前準備	○情報収集と職員への周知

		3 国内発生早期(県内未発生)	4 県内発生早期
		1. 県内状況の注視と町内発生の遅延及び早期発見に努める 2. 発生に備えて体制の整備を行う	1. 町内の感染拡大をできる限り抑える 2. 患者に適切な医療を提供する 3. 感染拡大に備えた体制整備
総務 対策部	総務課		● 役場業務継続計画に沿って、必要業務の継続 ○職員の感染防止のため、マスク着用・うがい等の実施 ●必要に応じて衣料品・食料品・生活必需品等の提供
	財政課	【緊急事態宣言】 ●緊急物資の搬送協力	
	税務課	【情報提供】	【情報提供】
	会計課 議会事務局	 ・町会への説明の検討 ・有症状者のマスク着用の周知 ・発熱時の受診方法の周知	 ○受診方法・予防対策の周知強化 ○町民へ外出自粛の要請 ○区長会への集会等自粛要請
町民福祉 対策部	保険年金課	【緊急事態宣言】 ●町対策本部の設置	● 町内感染期に向けての対応検討
	保健センター	●相談窓口の設置 ○海外・国・県・近隣市町の情報収集 ●患者発生情報・医療情報の収集 【緊急事態宣言】 ●外出自粛の要請 【介護福祉施設】 ○感染症対策の強化 【緊急事態宣言】 ●施設使用制限の要請 【予防接種】 ●住民接種の開始	○相談窓口の体制強化 ●町内の患者の全数把握（各施設等の情報集約） ●町民へ外出自粛の要請 ●施設使用の臨時制限の要請
		【保育所・学童保育クラブ】 ○集団発生の把握と予防方法について保護者、児童生徒等に周知強化 【緊急事態宣言】 ●臨時休業の検討	●保育所等の臨時休業の要請
		【地域・要支援者】 【緊急事態宣言】 ●要支援者の安否確認	 ●介護サービスの調整
	環境安全課	○臨時遺体安置所の確保 ○ごみ排出抑制の要請、感染ごみの適切処理の周知 ○ごみ収集事業者への業務継続要請 【緊急事態宣言】 ●犯罪の予防・取締りの協力	
都市整備 対策部	地域振興課 都市建設課	○食料品、生活必需品等の買占め、売り惜しみの防止 ○集客を伴う事業者へ感染対策徹底の要請	
	上下水道課		
教育 対策部	生涯学習課	○各施設の感染症対策の強化 【緊急事態宣言】 ●施設使用制限の要請	●施設使用制限の要請
	学校教育課	【町立学校】 ○町と学校、学校と各家庭との連絡網確認 ○集団発生の把握と予防方法について児童生徒等に周知強化 【町立以外の学校・幼稚園】 ○感染対策徹底の要請 【緊急事態宣言】 ●臨時休校の検討	【町立学校】 ●臨時休校の指示 【町立以外の学校・幼稚園】 ●学校・幼稚園の臨時休業の要請
消防 対策部	消防署	○職員へ資器材の使用方法及び予防対策の周知 ○情報に応じた業務継続計画の検証	○消防業務の縮小 ○職員の感染防止対策 ○罹患(疑)者搬送時の初期対応 ○関係課金への連絡

		F 県内・町内感染期	G小康期
		1.医療体制の維持 2.健康被害を最小限に抑える 3.町民生活・経済への影響を最小限に抑える	1.町民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える
総務 対策部	総務課	○業務の縮小継続	●業務の平常時体制への移行
	財政課		○第二波に備え備蓄品の残量確認と補給
	税務課		
	会計課	○受診方法と療養・健康観察について情報提供	
	議会事務局		
町民福祉 対策部	保険年金課	●対策強化	○対策本部の廃止 ○第一波の対策の評価及び計画の再検討 ○相談窓口の縮小
	保健センター		○通常業務へ ○通常業務へ
	町民生活課	●墓地埋葬法の特例「にも続く埋火葬に係る手続き	○通常業務へ
	福祉課 包括支援センター	●有症時の搬送（親族の支援がない者）	○要支援者への情報提供
	環境安全課	●臨時遺体安置所の拡充	○通常業務へ
都市整備 対策部	地域振興課 都市建設課		
	上下水道課		○通常業務へ
教育 対策部	生涯学習課		○通常業務へ
	学校教育課		○通常業務へ
消防 対策部	消防署	【搬送車両の限定（予備）】 ○情報連絡体制の強化 ○救急体制の見直し	○通常業務へ

資料① サーベイランス

分担	未発生期	海外発生期
国	● 平時から継続して行うサーベイランス体制の整備 ・ 患者発生サーベイランス ・ ウイルスサーベイランス ・ 入院サーベイランス ・ 学校サーベイランス等 ・ 感染症流行予測調査 ・ 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス	● 届出基準（症例定義）の通知 ● 患者全数把握の実施を通知 ● 学校サーベイランスの強化を通知 ● ウイルスサーベイランスの強化を通知 ● 国民の免疫保有状況の調査
	● 積極的疫学調査に関する都道府県等の職員を対象とした研修等の実施	
都道府県等※	● 平時から継続して行うサーベイランスの実施 ● 地域の実情に応じたサーベイランスの実施（必要に応じて） ● 報告機関に対する報告内容・方法等に関する啓発	● 患者全数把握の実施 ● 学校サーベイランスを強化し実施 ● ウイルスサーベイランスを強化し実施
	● 積極的疫学調査に係る資料等を参考に、職員の研修の実施	
市区町村	● 国及び都道府県等の要請に応じ、適宜協力 ● 地域の実情に応じたサーベイランスの実施（必要に応じて）	

※：保険所を設置する市及び特別区は、都道府県と同様の役割を担う。

※：国は各段階で得た情報の収集・分析等した上で、対策立案・情報還元を活用する。

※：都道府県は各段階で得た情報を国に報告するとともに、分析等した上で情報還元する。

国内発生早期	国内感染期		小康期	●従来の計画を評価、第二波に備える
●臨床情報の分析 ●迅速診断キットの感度・特異度等の有効性の検証 ●死亡・重症患者の状況の把握	●学校サーベイランス等の強化の中止を通知	●患者全数把握の中止を通知 ●ウイルスサーベイランスの強化の中止を通知	●再流行の早期探知のため、学校サーベイランス及びウイルスサーベイランスの強化を通知	
●発生地における積極的疫学調査の支援（必要に応じて国立感染症研究所職員の派遣）		●積極的疫学調査の支援の中止		
●死亡・重症患者の状況の報告	●学校サーベイランス等を平時の体制に戻し実施	●患者全数把握を中止（ただし、地域感染期以降についても都道府県等の判断により継続可能） ●ウイルスサーベイランスを平時の体制に戻し実施	●学校サーベイランス及びウイルスサーベイランスを強化し実施	
●積極的疫学調査において、「疑似症患者」、「患者（確定例）」及び「濃厚接触者」の調査の実施		●積極的疫学調査の中止		

資料② まん延防止

分担	未発生期	海外発生期
国	●個人における対策の普及 ●地域対策・職場対策の周知 ●衛生資器材等の供給体制の確保	●国内でのまん延防止対策の準備 ●感染症危険情報の発出等 ●在外邦人支援
都道府県	●個人における対策の普及 ●地域対策・職場対策の周知※	●国内でのまん延防止対策の準備※
市区町村	●個人における対策の普及 ●国及び都道府県の要請に応じ、適宜協力	

※：保険所を設置する市及び特別区は、都道府県と同様の役割を担う。

	国内発生早期	国内感染期	小康期
緊急事態ではない場合	●住民や事業者等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請 ●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請 ●必要に応じて、学校等におけるまん延防止策の実施に資する目安を示す ●都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策の強化を要請		●従来の計画を評価、第二波に備える
緊急事態の場合	●重点的感染拡大防止策の実施の検討、結論を得る		
緊急事態ではない場合	●感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応を行う※（地域感染期には、患者対策及び濃厚接触者対策は実施しない。） ●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請 ●国が示す目安を踏まえ、臨時休業を適切に行うよう、学校の設置者に要請 ●住民や事業者等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請※		
緊急事態の場合	●不用不急の外出自粛の要請等 ●施設の使用制限等の要請等（地域感染期には、患者数の増加に伴い、地域における医療提供体制への負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことにより重症者・死亡者数が増加する可能性が見込まれる特別な状況下において実施）		

資料③ 予防接種

分担	対策	未発生期		海外発生期	
国	特定接種	●ワクチンの研究開発を促進 ●プレパンデミックワクチンの原液の製造・備蓄（一部は製剤化） ●円滑に流通できる体制を整備	●登録実施要領を作成し、関係省庁、都道府県及び市町村の協力を得て、事業者に登録作業を周知し、申請を受付け、登録を実施	●備蓄したプレパンデミックワクチンのうち、有効性が期待できるもののうち製剤化分の接種、原液の製剤化の要請 ●厚生労働省（国立感染症研究所）はパンデミックワクチン製造株の開発、作成を行い、製造販売業者に生産開始を要請	●必要に応じ、特定接種の実施を決定 ●基本的対処方針にて総枠、対象、順位など具体的運用の決定 ●国家公務員の対象者に特定接種を実施
	住民接種	●ワクチンの役割、接種体制等、情報提供を行い、国民の理解を促進	●円滑に流通できる体制を整備 ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援	●供給量の計画策定 ●必要に応じて輸入ワクチンを確保	●市町村に対し、接種体制の構築の準備を要請 ●ワクチンの種類、有効性・安全性、接種体制等につき情報提供
都道府県	特定接種	●円滑に流通できる体制を整備 ●所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握		●所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施	
	住民接種	●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力		●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力	
市区町村	特定接種	●所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握		●所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施	
	住民接種	●実施主体として速やかに摂取できる体制の整備		●接種体制（医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、住民への周知方法等）の準備	

国内発生早期	国内感染期	小康期
●ワクチンを確保し、速やかに供給する ●特定接種の継続 ●データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う	●ワクチンを確保し、速やかに供給する ●特定接種の継続 ●データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う	●従来の計画を評価、第二波に備える
●実施について基本的対処方針等諮問委員会に諮り決定 ●新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位を決定	●ワクチンを確保し、速やかに供給する	
●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続	●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続	●国の方針に従い再整備
●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力	●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力	
●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続	●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続	
●接種会場、医療従事者等を確保し、原則として集団的接種を行う	●住民接種の継続	

資料④ 帰国者・接触者外来、入院病床、一般の医療機関

分担	未発生期	海外発生期
国	●都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップ ●医療機関へ个人防护具の準備など感染対策等を進めるよう要請。医療機関の診療継続計画の作成要請、支援	●新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、随時修正し、関係機関に周知 ●新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供 ●国立感染症研究所において検査体制の確立。地方衛生研究所を設置する地方公共団体に対し技術的支援
都道府県 ※	●二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、対策会議を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備 ●医療機関へ个人防护具の準備など感染対策等を進めるよう要請。医療機関へ診療継続計画の作成要請、支援 ●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センターの設置準備。感染症医療機関等での入院患者の受入準備 ●地域感染期における医療体制の整備	●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センターの設置 ●帰国者・接触者外来を有しない医療機関を患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する
市区町村	●都道府県からの要請に応じ適宜協力	

※：保険所を設置する市及び特別区は、都道府県との協議の上、都道府県と同様の役割を担うことは可能。

国内発生早期	国内感染期	小康期
●引き続き、新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供 ●患者等が増加してきた段階では、都道府県等に対し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請	●都道府県等に対し、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請 ●引き続き、新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供	●従来の計画を評価、第二波に備える
●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センターの継続 ●新型インフルエンザ患者に対し、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等で入院措置 ●患者等が増加してきた段階では、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、地域医師会等と連携しながら、一般の医療機関において診療 ●地方衛生研究所においてPCR等の確定検査 ●医療機関・薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等の実施	●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、地域医師会等と連携しながら、一般の医療機関において診療 ●入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅での療養を要請するよう関係機関に周知 ●医療機関が不足した場合、定員超過入院や臨時の医療施設の設置等において医療を提供 ●通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合、医療関係者に対する要請等を検討 ●電話再診患者等への抗インフルエンザウイルス薬等の処方方法の周知 ●検査のキャパシティからPCR検査等の実施の優先順位を判断 ●引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等の実施	
	●関係団体の協力を得ながら在宅で療養する患者への支援 ●都道府県からの要請に応じ適宜協力	

資料⑤ 生活対策（生活支援、埋火葬）

分担	対策	未発生期	海外発生期
国	生活支援		●コールセンターの設置
		●国民への注意喚起 ●都道府県等からの要請に対し、必要に応じて支援	
	埋火葬	●都道府県等からの要請に対し、必要に応じて支援	
都道府県	生活支援	●市区町村に対し、必要な支援	
			●相談窓口の設置
	埋火葬	●火葬体制の整備、近隣都道府県との連携体制の構築	●資器材等の備蓄
市区町村	生活支援	●食料品・生活必需品等の確保、配分等の方法についての検討	●住民に対する食料品等の確保、配分・配布等の実施
		●支援を必要とする世帯への食料品等の配布方法の検討	●その他、必要と思われる住民支援
		●新型インフルエンザ等発生時の要援護者の把握	●要援護者への支援
			●相談窓口の設置
	埋火葬	●死亡者増加をふまえ、円滑な埋火葬のための体制整備（遺体保管場所等確保）	

国内発生早期	国内感染期	小康期
		●従来の計画を評価、第二波に備える
	●必要に応じて、都道府県の防災備蓄資材を市町村に配送	
●情報の把握、資材等の確保	●火葬場経営者への可能な限りの火葬炉の稼働要請、広域的な火葬体制の整備、遺体の保存対策、一時的な埋葬を考慮	
●死亡者の増加にともない、円滑な埋火葬体制の準備開始	●火葬体制の整備 ●臨時遺体安置所の拡充 ●墓地埋葬法の手続きの特例に基づく埋火葬に係る手続き	

●国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

(石川県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋)

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

(1)-1 県の体制強化

県等は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係部局対策会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。
(健康福祉部、関係部局)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県は、鳥インフルエンザに関する県内外の情報を収集する。情報収集源としては、以下のとおりとする。(健康福祉部、農林水産部)

- ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 地方自治体

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県等は、県内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 県等は、県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認

められた場合、国や発生した市町と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。（健康福祉部、農林水産部、環境部）

(3)-2 県等は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国からの情報提供等に基づき、県民に積極的な情報提供を行う。（健康福祉部、農林水産部、環境部）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 在外邦人への情報提供

県は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に対し、直接又は国内の事業所又は学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）を行う。（総務部、健康福祉部、教育委員会、関係部局）

(4)-2 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)-2-1 疫学調査、感染対策

- ① 県等は、国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請。（健康福祉部）
- ② 県等は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。（健康福祉部）

(4)-2-2 家きん等への防疫対策

- ① 県は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、県内の農場等の段階での衛生管理等を徹底する。（関係部局）
- ② 県は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、国と連携して、石川県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアルに基づき、以下の対策を実施する。
 - ・ 国の支援を受け、防疫指針に即した県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行う。（農林水産部）
 - ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が

困難である等やむを得ないと認められる場合には、国に対し自衛隊の部隊等による支援を要請する。（農林水産部、危機管理監室）

- ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（県警本部）

（５）医 療

（５）-１ 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県等は、国の助言を踏まえ、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合には、医療機関に対し適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう要請する。（健康福祉部）
- ② 県等は、国から提供される検査方法に関する情報等により、保健環境センターにおいて亜型検査を実施するとともに、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。（健康福祉部）
- ③ 県等は、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。（健康福祉部）

（５）-２ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ・ 県等は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、保健福祉センター等に情報提供するよう医療機関等に周知する。（健康福祉部）
- ・ 県等は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。（健康福祉部）

【用 語 解 説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一

類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働

省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) ／インフルエンザ (H1N1) 2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009 」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエ

ンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

内灘町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月策定

内灘町町民福祉部保険年金課保健センター

〒920-0261 内灘町鶴ヶ丘 2-161-1

TEL 076-286-6101 FAX 076-286-6103

e-mail hokenc@town.uchinada.lg.jp